

1 . 件名 : 「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(濃縮施設(5 - 9))」

2 . 日時 : 令和3年11月17日(水) 13時30分 ~ 15時20分

3 . 場所 : 原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4 . 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃(株) 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮保全部長 他8名

関西電力(株) 原子燃料サイクル室 戦略統括グループマネジャー 他1名

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 フロントエンドグループ 副長

5 . 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6 . その他

提出資料 なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000186.html
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書(令和3年8月31日)
「日本原燃(株)から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000185.html
- ・ 令和3年10月1日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和3年10月28日
「日本原燃(株)濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年11月12日
「日本原燃(株)再処理施設、MOX、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	ただいまから、日本原燃濃縮施設の復興に申請に係るヒアリングを始めます。
0:00:06	最初にチェックポイントお伝えします。
0:00:09	ヒアリングは情報発信シナリオなんです。
0:00:14	発言してしまった場合、さまでその旨発言が指摘するように、
0:00:19	発言の際は初めにちょっと説明を述べてから発言をしてください。また、発電所内幸いというようにお願いします。
0:00:28	それでは本日の説明ですけれども、10月1日にケースがありました農地個別5153ページ、28日、10月28日に提出がありました申し込み、
0:00:43	50、50、
0:00:45	11月10日に提出がありました申し込み37、49ということかと思います。
0:00:53	それではこちらの出席者ですけれども、WEBからコサク調査官閉会長からは、
0:01:03	まず、検査部門の方から堰
0:01:06	続いて各年度審査部門の方から閉合町
0:01:11	タカナシすばらしいカワラサキになります。
0:01:16	それでは、日本原燃の方から出席したわけですね、実際出していたいたうち、
0:01:24	まず最初に、
0:01:25	濃縮個別50に関しまして説明をお願いします。
0:01:32	日本原燃6ヶ所です。本日の出席者ですが、フチノマーチSAPもっとカロウジシバタ、ワカバヤシカシワヤ、カタノ、あと私ヤギハシの計9名になります。資料のほうは、
0:01:48	すでに決定しておりますが発見について資料の個別の50番から淳二説明をさせていただきます。それでは説明のほうに入らせていただきますがよろしいでしょうか。お願いします。
0:02:04	はい。
0:02:08	はい、日本原燃坂本でございます。まずもし個別に50、工事の方法に関わった乙説明資料のご説明させていただきます。資料の方。
0:02:21	今年打ったの総ページ数で4ページ目をやりなさい。
0:02:27	今回の第5回申請で予定しております。工事の具体的な内容について、各設備ごとにどのような工事をするのかということをご第4回申請と同様に移行で推移しております。この中でどのような公表する。
0:02:43	なお示した上で、
0:02:48	22ページをお開きください。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:54	うん。
0:02:55	22 ページにおいてそれぞれの工事における工場の注意事項一般的な事項だ って放管火災関係、こういったところでこういった考慮する必要があるかとい うと、これを整理して回答するものにもある送っていると。
0:03:11	待機しております。
0:03:14	続きまして、26 ページを火災、
0:03:20	目 16 ページですが、こちらの表の盤が中段のところを見ていただいて、第 3 回申請で示した申請した工事フロー教材です。この工事フローの一番下のと ころ、青枠でくくってありますが、
0:03:39	一方で、各工事が終わった加工施設の性能検査しておりまして、一番下の注 3 のところで別途申請を行う加工施設の性能検査というところで、こういった検 査を事業者として実施するということを第 3 回ということで記載しておりま す。
0:03:55	これで、これに対してどのような計算をするのかということこちら別途申請す ると言っておりますので、第 5 回品証の中で、ここの内容がどのような計算を するのかということ、少し明確化すべきということで、追加をしております。
0:04:10	見協の右側、第 5 回申請所で米の 6 を振っておりまして、
0:04:18	新規性基準に伴って
0:04:22	施設を今生産経費。
0:04:24	しております。そういうのって別途プロセスの設備で活傾動有益処理設備、均 質ブレンディング設備、これらの設備の提示しておりますので、これらもお警報 後インターロック機能、これについては、新基準で本来だと発電炉等であれば 慎重に変更したものに対して、
0:04:43	検査を行う今年度は地方メーリング試験の対象にしないというものですけれ ども、そうで長計被水たということも踏まえて、事業者としては再活動の場合に、 すべての後の意見をいただくときのこれを性能検査の中で確認していくと。
0:05:00	いうところで、この機能って等を
0:05:03	第 5 回申請の機能及び性能検査の検査の中の一部として 4 検査の一部とし て、
0:05:11	変わらない施設も含めて我々全部計算すると、それから加工施設の性能検査 というところで考えていたというものでございます。それを明確化してます。具体 的には 27 ページ。
0:05:23	だから 2829 とありますが、こちらで対象となる第 4 回第 5 回で、これらの設備 の警報インターロックを申請しておりますので、これらについて、当施設改造既 設その絵にかかわらず、塗装業務の開始前には、すべて

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:40	レートに計算の一部として、いたときの使用前事業検査の中でちょっと未遂ということで、これを当時の方の中で期待して明確事象というところでございます。これ説明以上でございます。
0:05:56	はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、軽重が規制庁側から質問をお願いします。
0:06:09	規制庁のカワラサキですけれども、ちょっと今検査のところの説明あったところなんですけど、この性能検査の方針みたいな話は、内レート専門検査の
0:06:21	担当する部分があると思うんですけど、そういった御説明っていうのはこれまで過去になされたことがある内容なんですか、それとも今回初めてされる内容なんですか。
0:06:33	本件サカモトでございます。検査の最後で対策申請までに最後に、加工施設の性能検査というものをやると。
0:06:43	いうところは、今御説明しておりますただ具体的にどんな内容を実施するのかという中身につきましては、今回が初めてでございます。
0:06:54	以上です。
0:06:55	規制庁川崎です。わかりました。そう。
0:06:59	等ですね、
0:07:02	この第5回申請と書いてあるフローであったりとか、あとはインターロックを含めた
0:07:09	検査対象範囲の考え方性能検査の考え方っていうのも、
0:07:15	基本的にはこの資料で説明は苦労するっていう意味で理解すればいいですね。
0:07:23	余計なサカモトです。その通りです。
0:07:26	規制庁川崎です。その上でちょっとすいません。検査の確保には多分、
0:07:32	いっぱいあると思うんですけど、ちょっと私のほうからちょっとフローのところちょっとわからないのが、
0:07:39	あってちょっとあらかじめちょっと確認したいんですけど、基本設計方針検査等、あとは構造強度漏えいに関する検査とあと機能性能に関する検査っていうのが、これがフローが分かっているんですけども、
0:07:53	これは、
0:07:55	区分が分かっているっていうのはなってそれをこの性能検査と基本設計方針検査関係っていうのはどういうふうに考えているのかっていうことをちょっと説明いただけないでしょうか。
0:08:10	日本としてサカモトでございます。まず
0:08:14	投資をほとんど構造機能に関わるようなものに対しては、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:20	1号検査であります構造強度、この結果、構造強度漏えい検査後に号検査の機能及び性能に関わる検査、この検査をまず施策なり設備に対しては、
0:08:34	必要があったのが変わったとか、そういったものに対してはこれで計算するのは結構でございます。それ以外に基本設計方針からの要求に対する
0:08:45	要求事項と達成平成を使っているとか、そういった等細かい設備に対する要求に対しては、基本設計方針の要求に基づいて、それがちゃんとできているかどうかというのを
0:08:58	1号2号とは別に、3号検査の一部として、右側にちょっとずれてこの基本設計方針計画の中で、全体を等を広く見て検査をするというような構成になっているものでございます。以上です。
0:09:14	規制庁川崎です。3号検査さということで、何ていうんですよね。
0:09:21	基本設計方針、検査の後に機能。
0:09:26	性能検査があるわけではないということですか。
0:09:33	97件ほどには、機能性能検査は基本的方針で完結してしまっているものだから、それはそれで別途やればいってそういう理解でしょう。
0:09:54	日本原燃サポートでございます。まず主要な設備についてはまず1号で構造、
0:10:01	繰り返になってしまう構造。
0:10:04	共同でやっぱりスポーツだったりそういった検査をポート業務検査をして、一体それが機能との圧力とか温度とか制度とございますので、それに対する性能再いであると、その次にやるとそれ以外で全体を把握する上の検査として、
0:10:20	基本的方針通りにできているかという確認として、基本設計方針検査というのを広い視点でこれだけやるということです。
0:10:32	あとだとすると
0:10:35	漏れなくやるという意味で、このフローでなんていうんですかね。
0:10:41	今も性能検査と基本設計方針検査関係が何か。
0:10:46	うまく示されているのがちょっといまいよくわからなかったんですけど、ていうのと、あとちょっともう1点、気になるのが、
0:10:53	機能性能検査ってそもそもの範囲ってというのが、
0:10:58	今回インターロックの周りの説明はあったんですけど、そもそも機能性の計算なんですよ、対象範囲がどういったものになっているのかという。
0:11:08	説明が部分的にしかないような気もするんですけど、そこら辺はもう当然理解でいいだろうってことで書いてないってだけでしょか。
0:11:17	この説明ってなんかないんですか。
0:11:24	今原燃の坂本でございます。
0:11:28	機能性能検査当然この警報の至る経緯が。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:32	はい。江藤。
0:11:35	検査はあります機能性能が要求されるものに対しては、その説明については、系統設工認のほうの中で、大きな流れとして書いていまして、系統は具体的にどの検査を僕はその対象になるのかと。
0:11:51	いうところは閉と品証費品質マネジメントシステムに基づいて洋式立場で整理してどんなものが対象になるのかというところを機能性の景観大賞明らかにして、それを
0:12:07	必要がありまして対象にして使用前確認申請をして確認を受けたというような流れになっております。具体的にゲートをながら、
0:12:17	結合似てもコサクは今までフォローしておりません。以上です。
0:12:27	専門検査関でございます。
0:12:30	今まで最後に何か性能検査をやるというところまで話を聞いていたんですが、ちょっと具体的な
0:12:40	こちらについては本日初めて聞いたのですね、この件については私のほうで部分のほうに持ち帰ってですね、オオヒガシせきハヤカワ城跡
0:12:51	ちょっと確認をとりたいと思います。以上です。
0:13:01	うん。
0:13:02	規制庁コサクです。ちょっと専門検査部門側をお願いなんですけど、これまでのヒアリングでも話してましたけど資料は事前に共有をされていて、ヒアリングではその内容を確認するということなので、この場で初めて聞いた今後検討するではなくて、
0:13:20	資料を見たところで必要な確認事項っていうのは、今日お話をさせていただきたいと。
0:13:28	いうところですよ。ちょっと川瀬君そのあたりの調整ってどうなってる。
0:13:37	カワラサキで一応
0:13:40	選手資料先週いただいた時点で共有するとともに、ちょっとヒアリングの調整で、
0:13:47	そして今回、
0:13:49	当該箇所が一応その議論になるので参加していただきたいというような
0:13:54	連絡はしていたのですが、ちょっと多分
0:13:58	いろいろな
0:14:00	そうですね、ちょっとそういう意味では、私もちょっとあったかもしれませんが、すいません、専門検査関でございます今の件なの大変申し訳ございません。今後確認してですね、出席するようにいたします。いろいろ事情がございまして、基本的にはあまり今

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:17	我々も勘案座席のほうにない状態というのが多くてですね、ちょっと今回そういうところで支援してしまったというところです。申し訳ございません。以上です。
0:14:29	はい、古作です。
0:14:32	ちょっとするカワラサキの方からそのヒアリングの調整の時にですね、どういう内容でどういう議論をするかということをお伝えをして場合によってはそれができるような日程調整をするということも含めて対応すればよかったかなと思いますので、
0:14:50	次回送路そのあたりはですね、ちゃんとやっていければと思います。私のほうからちょっと質問なんですけど。
0:14:59	濃縮として何か中途半端に何か僕はこう考えてますみたいな感じの
0:15:05	お話のような気がしたんですけど、そもそもその基本設計方針検査とかですね今回の新基準適合での使用前事業者検査はっていうのは何で、
0:15:16	合わせて定期事業者検査もあるんでしょうけど、そのぞれの関係っていうのは、再処理MOXのほうでも全体として考えの整理をして設定、
0:15:29	工認の工事の方法ないでどう書かって話もあったと思うんですけどその辺りとも関係ってどうなってるんですか。
0:15:42	余計ねサカモトでございます。それはもう全社の考え方工事の方法等の記載にして買っちゃって考え方、あとは検査部門どうして当社の許可の事業部の計画をどうして協調を図ってやり方を合わせ込んで、
0:15:59	調整は進めているところでございます。
0:16:10	ただ、もう少し前者の方と対応の協議、調整したいと思います。以上です。
0:16:17	はい、捕捉率
0:16:20	ちょっと先ほどカワラサキから話したように性能検査と基本設計方針検査が、
0:16:31	最後の断面で分割して、並行してやりますっていうふうなずっとあんまり見た記憶がなくてですね、それぞれ内容がありますということではその通りだと思うんですけど、これはあれですよ設工認に
0:16:47	この図が入っているんですかね。
0:16:52	4点目サカモトです。はい、そちらの前社長さんと電力さんのほうをベースに全社で話をして、最終的にこのフローで整理しているものです。以上です。
0:17:05	わかりました。その意味だと
0:17:11	全社共通というところでの共通資料、補足資料の共通何番っていう資料の中だと思うんですけど、どの辺りだとかっていうようなところは、今お話できます。
0:17:32	日本原燃坂本でございます。すいません、そういったところを踏まえてちょっと全社に確認を取って対応いたします。
0:17:41	そうはいかが見えなくてですすいませんねと。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:45	最初の目標と主盤計算の考え方を整理して御説明していますがちょっと我々が濃縮で作ってる資料がちょっと形が違うので、そういう意味ではコサクさんが言われた通り、そもそも、基本設計方針の計算は何をやるとかっていう基本的な概念は、
0:18:04	全然説明できてませんので、そこ電車横並びをとってまず前段で説明をし、
0:18:10	でもしくは母子ますという説明になるように、説明は修正させていただきます。以上です。
0:18:17	規制庁コサク鉄わかりました
0:18:21	合理的にやっていただいているとは思いますが、
0:18:28	内容はこちらの資料でわかるようにしていただいて、説明の際にはですね、全社共通の方ではここでこういうふうになっているのと同じですとかっていう言葉わかるように対応づけて説明いただければと思いますんで
0:18:47	その上で、
0:18:53	大部分を使用前検査で打診は事業者検査でっていうのはいまいちそういう話をした記憶がなくてですね。
0:19:01	特に再処理の場合は、
0:19:05	し、使用前としてやるべき性能検査はこういうのでとかっていうふうに逆に
0:19:13	絞る方向だったような気がするんですけど関係性合同検討されてるんでしょうか。
0:19:21	日本原燃坂本でございますと、濃縮の1項申請ですので、おっしゃる通り検査の対象は今の電車整理合わせると、当機構する部分のみが対象に一旦ます。
0:19:37	これプラス というのは、濃縮としてどっかうちに、当加工施設の性能検査ということで第3回で示しているところで再生通り系統。
0:19:51	のがありますので、独自でこういったやり方を追加で時入札していた濃縮事業部としては嫌や時ということを説明しているということです。以上です。
0:20:08	コサク別なんですからその独自っていうのは何で独自でやり得るのかと。
0:20:17	そもそもそういうのお考えを全社共通で整理をして使用前事業者検査としてはこういうものだという考えを整理していたはずなのでそれを変えるってことを根本から変えるってことになっちゃうんで、その考え方をちゃんと言ってもらわないと、ただ入れますだけではよくわからないんですよ。
0:20:39	日本原燃坂本です。戸籍おっしゃる通りです徹底まで電車と調整した中身と全く違うことをやると等が根拠になって今御説明しているので、少しこの辺りを整理して再度ご説明するようにいたします。以上です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:58	はい。規制庁区画ですよろしく申し上げます。そういうような自治資料提示がないとですね、先ほど専門検査部門側をお願いをしたところですけど、資料見ても結局わからんというコメントを出すしかなくてっていうことになっちゃうので、資料での整理をして対応いただければと思います。
0:21:18	特にですねちょっと気になったのは、使用前事業者検査と並行して定期事業者検査もあるはずで、それによって施設の使用に入っていくはずなので、その関係性がもしかしたら混在してるんじゃないのかなっていう気もするので、
0:21:35	できたら見せ定期事業者検査をどう並行して歩い定期事業者検査をどうするのかということも含めてですね、少し整理をして説明いただければと思います。よろしく申し上げます。
0:21:48	600 円ございます使用前等をあとできました検査の関係も含めて整理して御説明いたします。以上です。
0:22:00	はい、規制庁走りつつ、この部分に関して規制庁からありますでしょうか。
0:22:08	はい、伊藤ないようにあればこの部分に関して規制庁から質問をお願いします。
0:22:20	規制庁オオハシですけれども、基本的にちょっとその堤体等に関してちょっと幾つか指摘というか質問させてもらえればと思います。
0:22:30	ちょっとこれまず確認ですけれども、この添付 1 で各設備等に関する
0:22:39	工事概要っていうのを示していますけれども、これは主なものも出ているという減の理解でよろしいですか。
0:22:53	4 弁サカモトでございます。申請したら全部設工認で示した全部の設備の工事で降示しております。以上です。
0:23:01	すいません。そういうことであれば少し確認したいんですけども、例えばこの 10 ページとかで溢水防護設備というものがあって、隻に人遮断弁を対象機器として書いてますけれども、
0:23:17	これまでのその溢水の説明の中で、まあ水が流出しやすい扉にするとか、溢水防護版を設置するとか、そういった話もあったかと思えますけれども、そういったことはどこでもいいんでしょうか。
0:23:36	役員にサカモトでございます。すいません。ご指摘の通りで使用品対象としたいなものを記載しておりますけども、ちょっと個別のそういった基本方針に関わるような
0:23:47	保管して書いていない。そういったものを記載充実させます。以上です。
0:23:51	はいわかりましたじゃあその点充実のほうをお願いします。
0:23:55	全うはちょっと幾つか細かい検討をしてきますので、
0:24:03	確認いただければと思いますねと 5 ページ目ですけれども、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:10	もとの搬送設備の機能のうちのカッコdという、
0:24:14	耐震補強工事っていうのがあって、その で転倒防止用金具等というふうに投下と言ってるんですけども、それに対してその4ページ目の括弧Aの間違いを取られ転倒防止金具の取り付けてくるとはついてないんですけども、この等は何か
0:24:32	必要だったりとか、またはとも取ったりする必要はないんでしょうか。
0:24:40	ですから、確率
0:24:43	今まで
0:24:45	お手元ございます。
0:24:47	それからもう工事もありますので、ちょっと応募もう少し明確化して記載するように、歌島層が必要か向こう事業にもう一度確認した上で、我々も具体化明確化いたします。以上です。長波、
0:25:03	ちょっとこのご覧いただいて入れるか入れないかというあたりがちょっと疑問ご検討いただければと思います。
0:25:09	続いてですけども、ちょっと考え方を聞きたいんですけども、別6ページ目で均質ブレンディング設備のところの括弧Cカッコdのところですけども、考え方を教えて欲しいんですけども、
0:25:30	加藤のところは、概要入手するって書いて防護カバーのほうは更新やっとなり加工するっていう話を書いてある。
0:25:39	ということですけども、これ
0:25:44	新たに入手するというふうに僕のところを書いてあるすぐそこはですけどもこれは基本的に一般汎用品入手可能な入射する場合はと書いてそれなんかそんな何らかの格好する場合は、有姿確保するっていうという括弧Cのほうは、一般用CTなふうな理解でいいですかね。
0:26:05	日本原燃佐藤でございます。その通りでございますカバーは一般用に盆カバーが現場で鋼材組んでへと架台をつくりますので、現場での加工が入りますので、そういったものがこうすると聞いてます。ただいまの御指摘を踏まえて全体的にそういった記載も問題ないかどうか。
0:26:23	もう一度繰り返し確認いたします。以上です。
0:26:28	そうですね一応あの工事の中身を踏まえてちょっと記載だけ定格辺りが
0:26:34	今見ていただければと思うんで、8ページ目でこれも単体の問題だけだと思うんですけども、
0:26:44	非常用設備が今後精査っていうのがあって、そこで冷凍

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:51	モデル化工事が四つの最初のポツのところ、温度計、温度検出器を設置するっていうふうに書いてあって、これは何かほかのところとかでは、例えば放射線監視、測定データと比べて1Fセンサを設置するというふうに書いてあって、
0:27:10	温度検出器ではなくても温度センサーを設置するっていうふう
0:27:14	少し
0:27:17	退職金の有無センターというふうに書いてあるんでそう書くべきかなとちょっと思ったんですけども変化がですね。
0:27:25	広げてねサカモトでございます。はい、その辺も含めてちょっと構築工事部門から集約して当それとも会計の部分もあってですね換気煙が全体として統一かなりないということもありますんで、ちょっとそこも含めてねと。
0:27:41	全体見直しいたします。以上です。
0:27:44	もうちょっと全体見直すということなのでちょっとあんまり指摘してみるとところがあるのかもしれないですけどもちょっと16ページ目とかで、ちょっとこの点も面談をしていただきというか、確認いただきたいんですけども、16ページで
0:28:00	Bのところ鉛直センサなほかのところはその政策っていう項目がないのに、
0:28:06	寄付と言っても、Bの建築だけの政策っていうような
0:28:11	内その項目があるんですけども、また政策的な特別なことなのかなと思って8ページの掲示板のところの伸びを見ると別に、僕は当特別のことをやってるわけでもなんかそうなんですけれども、
0:28:27	この16ページ目にこのビルを建てていただくって入れたのは何か意図があるんでしょうか。なければちょっと全然また確認いただきたいということなんですけども。
0:28:40	同月にサカモトでございます。応援政策のいとわずまでお互いちょっとあの全体含めて、その部分もちょっと整理いたします。
0:28:49	以上です。すみません。ちょっと続くことでしたけど、
0:28:54	例えば17ページ目とかも何かこのところが新設備のファンにとか、なんか
0:29:03	17ページは単に凡例として書いてなくてほかのところ、
0:29:06	何か新規ぐらいの搬入とか何かその規定小型
0:29:12	なんか集約するものであったりなかったりとか、するので、この辺のかな。
0:29:20	ちょっと全体横並びを見て商店いただければと思います。
0:29:26	関連しているんですか。
0:29:28	規制庁フジワラです。ちょっとその点に関連してなんですけど、このフローの中で書かれている言葉がちょっと結構ばらついているような気もしていたのか書

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	き分けがあるのであれば、それがわかるように工夫をしていただきたいんですけども。
0:29:43	先ほどもオオハシからもあったように搬入と新規は新設機器の搬入であったり、あと据えつけて書いてるところと新設機器の設置であったり、
0:29:54	ていうふうに使ってる用語が少し違っているということと、あと17ページで言うと、時変質層防護カバー内で新規設置工事というふうにはここは新規がついてるんですけども、ここのところは新規のものでも審議って書いて、
0:30:10	で、
0:30:11	次にはもうちょっと前の
0:30:15	8ページとかの中でも概要の中で、
0:30:20	当面この部分を伊藤先ほどのケース層防護カバー内新規設置工事を所設置。
0:30:29	当たり前
0:30:31	ここで最後なのであれば、と同じものに統一していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
0:30:40	ベースマット求めます。申し訳ありません、その辺も含めて容量をしっかりと整理して統一を図ります。以上です。
0:30:50	規制庁オオハシです。
0:30:52	普通の方から1点だけ指摘したいんですけども、22ページ23ページの添付の2のこの表ですけども、
0:31:04	こちら丸とバーということで、各設備に関してその整備されてるんですけども、例えば
0:31:15	22ページとかの放射線管理放射線管理の のところの
0:31:23	そこは系統放射線作業というかこうウラン取扱系等の開放作業については云々ってということで、そこでもうナカガワ見ると、開放作業になるものは全部まるかなと思いつつ、
0:31:38	バーであったりとかしてですね、この文言からだけではそのままりカバーかっていう判断つかないようなところもあってですね、この辺もう少しこれ第4回のほうに戻ったら、
0:31:49	文言というのは理解はしてますけれども、もう少し丁寧にこの門からですね、リカバーかっていうのが判断できるような記載いただければと思うんですけども、この辺いかがでしょうか。
0:32:04	40年サカモトでございますが、御指摘の通りですアドホックそれぞれ応答もUF6を取り合って使うのか、決着出る恐れあるのか排水しか使わない工事なん

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	かというか、そういう建物もわからないとこれがなぜ丸がついたのかというところが非常にわかりづらくなっております。
0:32:22	そういった情報を充実させて、なぜこれが、ここが丸いなるのかっていうのをこれだけを見てもわかるような形にちょっと資料絶対修正いたします。以上です。
0:32:34	すいません 5月今メーカーとして言ってもですね、今全体見直しお話しされましたけれども、他の気体も含めてですね、確認をお願いできればと思います。ちょっと私、はい。
0:32:47	規制庁の藤原です。少し関連するのかもしれないんですけどねのため確認をしたいんですが、
0:32:53	ページ目のところでPdで書いてある。
0:32:59	1ページのプレディング
0:33:01	次のところにインターロック機能追加工事があるんですけども、これ対象機器が地震インターロックとか清掃停止のインターロックと新設のものが書かれているんですけども、11ページのところのフローを見て、この委員の説明かと思うんですか。
0:33:17	こちらに来るとインターロック新設及び更新って書いてあったりするんですね、今回その書かれている設備については、都市、
0:33:27	更新も含めて書いてあるっていうのの理由をちょっとお聞きしたいんですが、いかがですか。
0:33:36	今原燃坂本でございます。まず今回の申請でペイ等地震たる結果的に想定したらこれを新設するというので、あともう一つ仕様表とかに変更はない機能に一切変更はないんですけど、一部計装盤等についてだぶりものを新しくかえると、
0:33:55	いうものもございまして、それをこういった形で表現しているものを、がありましたけども、人設工認申請書として、やっぱその
0:34:06	イのいたんで保持の更新とか、そういったものは、基本の中に含める必要ないと思っておりますので、そういったところも含めて修正いたします。着手。
0:34:17	規制庁の藤原ですよろしく申し上げますでこれまでお伝えしているところでプロパーでの整備法なり整理をしていただくってとかいうところでの投与後の使い方、それだけではなくてよ。トーカー様とあと、このフローもきちんと一致して確認できるように整理をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。
0:34:39	出続けてすみません後、
0:34:41	10ページ。
0:34:44	やる。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:46	委員
0:34:47	3ということでの工事については念のための確認をさせていただきたいんですが、更新工事で最後に一番で既設機器の撤去というのが入っているんですが、これを新設ための持って、
0:35:05	来て取りつけてそれから撤去ってなっているということで、地方場所に設置するというイメージでいいですか。
0:35:15	4件サカモトでございます。総通り停止して場所が変わりますと、縦横高さも変わるので終了も結構いるということで、系統、
0:35:27	工事対象として期待しているものでございます。
0:35:31	規制庁のフジワラですわかりましたあの順番はほかと違っていたので念のため確認させていただきましてありがとうございます。
0:35:39	それから以上
0:35:42	ほか規制庁からこの資料に関しまして、指摘等ありますでしょうか。
0:35:55	はい。よろしければ次の資料にかかりたいと思います。それではのし個別54 - 廃品シリンダに関しまして、当県のほうからお願いします。
0:36:09	原電、坂本でございます。続きまして54倍に進学取り扱いでございます。まず3ページ目終わってください。
0:36:19	盤頁目青でしょう。
0:36:21	ちょっとでございます。こちらも等々で省略したところを明確化した結果というものでございます。
0:36:28	あとページ目。
0:36:31	当時はもうコピー代の仕様表等ございますが、これ前回のヒアリング等で御指摘も受けておりますので、それを踏まえて今中身の見直しをしております。また先日あるディフェンスのほうに申請されましたので、今別途させ、
0:36:47	もう連絡取り合いながらという期待すべきかというところを抵当しているところでございます。
0:36:54	出て
0:36:59	12ページでございます。
0:37:03	使用前検査のシリンダが使用が事業者検査に関わるところで、系統、こちらも以前の御説明の中で、工事フローの中で使用前事業者検査よろしい戻して1本ごとに商売事業者検査シリンダについては一步もやりますよと。
0:37:20	所明記するといっただ乗ってきておりますので、それをこういった形で、江藤中学で追加するということでございます。
0:37:30	で、あと使用前確認申請、これについても、今どういう状態で、これがどういう状況になっているのかということも含めて、当バレ工別の方法とも情報共有

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	を図りながら、我々の考え方、そういったものを示させていただきたいということで考えております。
0:37:49	ご説明以上でございます。
0:37:52	はい、説明ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、規制庁のほうから質問等お願いします。
0:38:03	専門検査分析でございます。
0:38:06	12 ページの最後のところの使用前確認申請について、ということに関しては、御社のほうで御社の考えを整理した上でまた説明していただけるというところ。
0:38:20	なので、
0:38:23	我々としてはその説明を待つというところかと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。
0:38:30	規制庁川崎ですけど、今の調整させていただくっていうのは、これは動画メンテの御説明を想定されて記載されているのか教えてください。
0:38:49	日本原燃坂本でございます。少しそこを悩んでいるところでございますが、設工認の補足説明資料の中である程度大きな考え方を示した、そんな過度象徴的な考え方を示した上で、あとは使用前確認申請まで 2 鉄塔
0:39:06	具体の中身を説明するというふうなイメージで、今は考えておりました。以上です。
0:39:14	規制庁から今、今の点は、そういったことで説明ということで理解しました。他の方、どうぞ。
0:39:28	規制庁の藤村です。結構記載の関係での確認なんですけれども、
0:39:34	本ページ 8 ページのところにも各管理の考え方の枠があって、施設管理の考え方が書かれていてその機能で施設管理の考え方と書かれてるんですけど、施設管理の考え方がここに二つあるんですがこれ片方誤記
0:39:50	いいです。
0:39:51	簿記であるならば、一つ目が 5 基ってということでしょうか。
0:40:04	うん。
0:40:07	4000 年サカモトでございます。すいません。普通例外がないです。時の出席いたしますすいません。
0:40:15	規制庁の藤村ですよろしくお願いします。
0:40:18	はい。
0:40:19	実際の確認でこれは教えていただきたいんです。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:25	最後の 12 ページのところ、これCS - 4 が追加されていてということは理解してはるんですけど、米印の高級などここに振られているものなのか、ちょっと全体を示しているものを指すものなのか教えていただけますか。
0:40:45	日本原燃坂本でございます。米印の項は、これ発電炉のほうの統制haと地域性にかけてほどにつきましては、5 というのが全体を示すものとして個別のところ振られていないという記載となっております。
0:41:02	全社としてもそういう形を踏襲した形として、5 は前回お示ししているというものでございます。以上です。
0:41:10	規制庁の藤原です。わかりました、ありがとうございます。私からは以上です。
0:41:17	ほか規制庁側から質問等ありますでしょうか。
0:41:29	はい。よろしければ進めたいと思います。
0:41:32	続きましては、申し込める 40
0:41:36	健全性に関わること説明資料に関しまして、
0:41:42	説明のほうをお願いします。
0:41:47	日本原燃がちょうどそれが濃縮個別 40 安全機能を有する施設の附属説明資料について説明させていただきます。本資料につきましては 0201 は 0B としてるんですけども説明の方初めて
0:42:04	どうなりますので全体としての説明とさせていただきます。なお BT の会計内容につきましては、ほかの説明資料、この機械の整合を図ったものとして修正しているものでございます。
0:42:17	なんかみんなコサク命令 3 ページをご覧ください。
0:42:25	二相つつの 1 をご覧ください。今回第 5 回申請の第 1 項、
0:42:33	このうち
0:42:35	安全機能も余計事故かかる第 1 項第 1 項の要件に係る申請解消としまして第 4 回の申請と同様に、また別途機器を除くすべての機器を対象としまして結果的ご説明をするものとしております。
0:42:51	その下の 2 ポツに第 4 項の要件に係る申請対象につきましてはタイを介し申請のうち、第 4 項の共用に係る設備は通信連絡設備でありますのでそちらについての適合性説明。
0:43:07	をするものとしております。
0:43:10	16 ページをご覧ください。
0:43:16	16 ページのほうの右側の補足説明欄にあります注 1 地中にすぐのページにかかりますけども中三としましては、通常時は環境条件に対する考慮についての補足を注書きで、
0:43:33	示しておりますが、これも第 4 回申請の時から関係、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:38	今日条件に変更はありませんので、第4回申請のときと同様の記載をしているものとなっております。17ページをご覧ください。
0:43:50	17ページ右側の補足説明欄の下側週4ですけども、来共用の話で、埋設施設の供用に対して補足説明をしておりますが、所外通信連絡設備、
0:44:06	これは本施設の安全性に影響を及ぼすようなもプラントの運転制御を行う機器ではありませんので共用することによって、本施設の安全性を損なうことはないというふうにして注記を振らせていただいております。
0:44:21	説明のほうは以上となります。
0:44:27	地域オオハシれます。ただいまの説明に関しまして、規制庁側の方のほうから質問をお願いします。
0:44:37	今日初めて、
0:44:40	いくつか指摘をしたいと思います。3ページ目ですけども、
0:44:47	誤記かと思うんですけども、2.2のところ、今回追記してますけれども、この2段落目の第5回申請以外の第1項に係る市設備ってこれ第4項ですかね、正しくは、
0:45:04	現在の処理基本通り先行機ですので修正いたします。お願いします。続いてですけども、16ページお願いします。
0:45:22	ここですけども、
0:45:27	左の設工認申請書のほうの3ポツ(2)のところ、そこの3行目のところで、環境を環境条件としては緩く及び1Fの発生っていうなことで書かれているんですけどもこれ第4回のは、
0:45:45	言っても、環境条件として、2号発火イギリスお願いないIDで
0:45:52	の輸送中どここの場所でのUFの発生というふうにその場所が書いてあったんですけど今回なかった。
0:46:00	そこのところが記載がなくなっている均圧につけるこれはなんかどういった判断だったんでしょうか。それとも、もしも、
0:46:08	特段の意図がなければ、
0:46:11	第4回と同じふうに記載すべきかと思うんですけど見込みでしょうか。
0:46:24	日本原燃カシワヤです。すいません、こちらのほうの第4回申請の方で設置率の方が書いておりますので、特に
0:46:34	にあたりとしてはございませんので、こちら適切に
0:46:38	決定している低く何語白金なりをまず追加して、しゅんせつ量に達します。以上です。
0:46:47	ちょっと御確認いただいて、人がないようであれば

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:52	これまでの時期に来ただけだと思います。続いて 17 ページ目ですけれども、
0:47:00	この 4 ポツの検査または試験及び保守及び処理に関する考慮って今この場所ですけれども、これ。
0:47:09	ちょっと
0:47:11	補足説明が特にこの箇所はないんですけども、一応今回
0:47:19	カバーとかシートとか、そういったもんが僕は設置することによって、少し計画をしづらく言われないような場所に求めてきたと思うんですけども、その辺に対してどういう考慮されてるかってあたりをちょっと補足いただきたいというふうに思うんですけどもいかがでしょうか。
0:47:54	4 件フチノですね等カバーシート関係はこの御指摘の通りで点検巡視点検での景気の確認ですとか、あとは多分解決するような場所がちょっとないんですけども、基金を直接
0:48:11	加わるようなところの作業がしやすいように開閉試験するとか、そういった設計上の配慮はした。
0:48:18	ておりますので、そこら辺を追記するようにいたします。以上です。
0:48:24	よろしく願います。私からは以上です。
0:48:30	規制庁のフジワラですと同じ場所なのでここで、
0:48:33	指摘をしたいんですけど、やっぱり日本語の問題なんかで細かい点になるんですが、17 ページの 4 ポツのところのタイトルなんですけど、検査または試験及び保守及び修理に対する考慮というのでちょっと及びところ使い方があまり綺麗じゃないような気がするんですけど、修正願えますでしょうか。
0:48:55	現在カシワヤです。ご指摘の通りで、今は文書等少しわかりづらい区切り方になっておりますのでつこう明確にわかるように修正します。以上です。下手なフジワラです。よろしく願います。私からは以上です。
0:49:12	規制庁川崎ですけれども、同じ 17 ページの共用の考慮のところ、
0:49:18	中心連絡設備、
0:49:22	共用されるということなんですけれども、
0:49:26	これ
0:49:28	Hz 側でどのぐらい。
0:49:30	なんですよ。
0:49:31	或いは台数とかそういう話が出てきてないんですけど。
0:49:36	施設側で分ぐらい使って使って使う予定であって、
0:49:42	下降側では、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:45	そのくらい使うとか、要員がどのくらいだとか何かそこら辺の状況っていうのは、
0:49:50	許可なりで、御説明いただけていますか、また、
0:49:54	説明されていなかったとしたら、ここら辺でちょっとそういう
0:49:58	悪意安全性を損なうことはないという理由付けをちょっと説明いただきたいんですか。お願いします。
0:50:07	浪江ワカバヤシです。通信連絡設備を何を陪席をするかについてはいつ死ぬなんてといいます名称のほうで、まず説明しようと考えております。ただ、共用の考えとしても必要ですので、
0:50:22	アジアで得られたかを検討の上、起振保守性しようと思います。以上です。
0:50:29	規制庁コサクですけど、
0:50:34	ヒアリングは補足説明資料のブラッシュアッププールをする細かな部分の指摘をする場ではなくてですね。
0:50:43	皆さんの考えてる事実関係なり内容を
0:50:48	聞く場なので、なおす検討しますっていうのは回答ではなくて、
0:50:54	安全性を損なうことはないと考えていいのか、どういう使い方なのかっていうことを率直に説明いただいて、それを
0:51:05	社内で資料としてを明確にするということは後でやっていただければいいんですけど。
0:51:13	まず説明していただけますか。
0:51:17	日本原燃ワカバヤシ瀬下申し訳ありません。
0:51:20	共用の考え方について説明いたしますと、緊急時左側に緊急時電話回線、ファクシミリ装置、携帯電話、衛星電話がありますが、携帯電話以外につきましては、緊対室に入りしております。
0:51:36	そちらを玄米設置と共用するという人に置いておりますので、基本的に県退出を埋設と濃縮でも同様に使っておりますので、それらを
0:51:49	投与すると択話題性としましては、同時にによる扱った部分。
0:51:55	使ったとしても問題ない数を配備しておりますので、
0:51:59	片方が使ってるから。
0:52:01	もしくは使えない、そういうことにはならないと、そういう考えになっております。
0:52:09	いろいろ1以上規制庁カワラサキですが、
0:52:14	または携帯電話の話を、何か除いてご説明されてるような気がするのと、あとは、
0:52:21	多分説明としてはそういうような説明になるんだと思うんですけど。
0:52:26	具体的に

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:27	なんで。
0:52:29	足りるのかっていう説明が若干今の
0:52:32	音響機器がなかったような気がするので、そこら辺のところを御説明いただきたいと思います。とりあえず、今の現場の話は、御説明いただけますか。
0:52:44	日本原燃の小林です。申し訳ございません。携帯電話の方なんですけど、こちらは各非常時対策組織の各班の班長等に配布しているんですけど、事務方の班の厚生班だったりとかという事務方の班が一部濃縮事業部と。
0:53:01	えっと埋設事業部でと共通した判となっておりますので、そちらの携帯電話が一部共用していると。
0:53:10	同じ
0:53:11	何で行動するためというのはその携帯電話の庁用の考えです。
0:53:19	続きまして経済では以上です。
0:53:24	規制庁川崎ですけど、今の話は別途要因は共通しているのかどうかというのと、あと要員その他班っていう要員に対して1台ずつというわけではなくて、共用の電話として何体っていう割り当てがあるっていうそういう理解です。
0:53:50	日本原燃ワカバヤシで、まず要員ですが、要員は同じになります。
0:53:58	売れも排風ですが、基本的には各班の班長に1台っていう形で携帯電話を割り振っております。支店長から今の点は理解しました。
0:54:12	続けての説明は、
0:54:15	はい。
0:54:23	余計にお伺いして、申し訳ございません。ドライアウトにもう一度お願いします。続けて説明の中と思います。
0:54:39	次の蒲池です。続けて御説明でもう一つ台数については先ほど、
0:54:45	十分な活動と今口頭でしか説明できないので、
0:54:50	すみません、もう少し資料の方。
0:54:53	整理させていただければと思います。今回はもちろんなんでしょう。
0:54:57	規制庁川崎です。よろしくをお願いします。
0:55:08	ほか規制庁から資料に関して質問等ありますでしょうか。
0:55:16	はい。
0:55:18	進めたいと思います。
0:55:20	それでは濃縮個別42の南部広島線成長カワラサキちょっと1点忘れてたので、40資料直接というわけではないんですけど、
0:55:32	今言った戸数みたいな話とか、
0:55:34	あとは、
0:55:36	本件とは直接関係ないかもしれませんが要領とかの話みたいなのは、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:42	その根拠どっかで説明しなければならないということになっていると思っている一方、
0:55:49	何か今回
0:55:50	個数の設定根拠みたいなのところ、或いはその
0:55:54	要領の設定根拠みたいなのところなんか網羅的に説明した資料が何か第4回のときにはあったような気がするんですけど何かそれがないような気がするんですけど。
0:56:06	その認識は別途、
0:56:09	どうなのかというのと、それって今までいらなかったって説明をいただければ。
0:56:17	日本原燃先ほどでございます。蘇生も含めた設定根拠の説明資料なんですが、第4回申請のときは、当初申請の中でそれを入れていませんでした。で、補足説明資料の中で、こういった設定根拠の説明資料を考えていますと、方針でということ。
0:56:37	補足説明資料でつけて、それをシステムを設置工事の方で最終的な補正として申請しているというものでございまして第5回では風のルート同様新規変更があるもの、新規に設置するもの。
0:56:54	それについて工数だったら要領とか最古資本とかそういうものを設定項目説明資料を設工認のほうに最初からつけた上で申請するという形に見直しております。以上です。
0:57:08	規制庁川崎です。今の説明だと今回は、申請書本文に書いてあるから、申請書の添付資料に書いてあるから、
0:57:18	何か補足資料はいらなかったって言うふうには聞こえたんですけど。
0:57:22	まず本当にそうかなって言う
0:57:29	まずはあった部分ですね、
0:57:33	多分その補足説明資料としてどういうことが書いてあったのかっていうのが大変かなとちょっと思い出すと、
0:57:40	コストとか要領とか、
0:57:43	説明として、例えばその傾向は、
0:57:47	設備の資料であったりとか閉じ込めだったり、内部飛散物とかですか。ちょっといろいろあったかと思うんですけど、そういったところで、
0:57:57	設定値の根拠もいろいろ説明していますという紐付けをですね、補足説明資料の中でしていたと。
0:58:04	思っています。そういう意味で資料の体系からすると今回も基本的には同じ体系で整理されているので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:12	少なくともそのそれらですね、リンクづけになるようなところの説明は必要なのではないかと思います。
0:58:19	その上で、申請書とほとんど差分がないんですよっていうことをやってそれはそれで。
0:58:25	いいような気がするんですけど、多分補足説明資料の位置付けをちょっとなんですよね。
0:58:31	何か誤解されているような節があるような気がしますが、
0:58:34	今の点、いかがでしょうか。
0:58:39	ペリテサカモトですね、ご指摘の通りです。ちょっとあの
0:58:44	設工認に載せるわけですって省略してしまったところがあって、必要な情報をですね個数の根拠とあとほかにも含めて、こういった
0:58:55	御説明あったり、そういったものを示して今回ありますので、そういったものを含めてという体系で示しているかということも含めて、新たにその設定根拠に関わる補足説明資料、これを作成して御説明するようにします。以上です。
0:59:10	規制庁川崎です。
0:59:12	そういう意味ではなく、何か特段ななんていうんですかね。
0:59:16	新しい説明が大量に出てくると思っていなくて、
0:59:19	最低限どこの資料で、そういった根拠の説明をしてるかっていうところがですね示していただければという趣旨です。
0:59:27	私からは以上です。
0:59:32	規制庁走りつつ、規制庁から質問ありますでしょうか。
0:59:39	はい、えってないようであれば進めたいと思います。続いて濃縮別 42 内部飛来物に関して近隣の方から説明をお願いします。
0:59:50	日本原燃実はトレースそれでは濃縮個別 40 に内物産の Act 説明資料のほう説明させていただきます。
0:59:59	資料の通しページの 3 ページのほうをご覧ください。
1:00:05	うん。
1:00:07	内部飛散物に対する設計方針の全体、全体をつけて欲しいのほうは第 4 回申請のときに補足説明資料の中で述べさせていただいております。
1:00:19	第 5 回、今回の申請になりますけれども、第 4 回で申請した類似してる時を含むものの申請となっております。
1:00:28	発ものとしましては、天井走行クレーンになりまして、天井走行クレーンは市進が耐震の説明書のほうでも説明のほうの設定いただいておりますが、一時の設計的な地震力に対して、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:44	規制庁走向クレーンが転倒して樂觀しないということを評価済みで定常走行黒鉛が内部飛散物となってUF6を代行する機器に対して尊重等与える恐れがないというふうに結論づけております。
1:01:00	法人、第5回の設備は本当かは第4回で申請している医師のものとなっております。ポンプだったり排風機となっております。
1:01:12	説明としては以上になります。
1:01:17	はい、説明ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして規制庁からの方から質問の方をお願いします。
1:01:31	規制庁初めてけれども、
1:01:40	議長の第4回目ときにはですね別紙1ということで、内部飛散物となり得るその機器の選定というようなことがあってですね。
1:01:48	そういったことですね申請対象設備にはこういうのがあってその中で、今選定しますっていうその設定の理由みたいなことが書いてあったんですけども今回の資料だと、一応その3ページのところで少し、それが福祉漠と書いてある感じで。
1:02:06	3ページの2.1のところの最後のほうのところに
1:02:12	何々とするところから、当該系統該当する機器はない。メタンそれクレーン遠心分離機なんてやってるといふうなことで書いてあるんですけども、こら辺ちょっと前回別紙1ということで、この辺も少し詳しく書いてあったんですけども、
1:02:29	内美観靴となり得る機器の選定の辺りとか、この辺とかをちょっとこの資料にも加えていただければと思いますけれどもいかがでしょうか。
1:02:42	日本原燃柴田です。ご指摘の通りでございます。本日の、先ほどまでの資料でも御指摘いただいている通り、前回説明したから弁てへ記載をちょっと省略している部分がありますので、
1:02:55	一連の流れと説明できるように記載のほうの前回申請のものもアプリ回収性の説明している選定の流れ、これを示した上で、当該の設計方針、今回の設計体操というものを示していきたいと思っております。
1:03:12	はい、よろしく申し上げます。
1:03:16	伊藤。
1:03:18	委員長からほかの方で、
1:03:20	指摘等ありますでしょうか。
1:03:35	いつもよろしければ、進めたいと思っております。それでは農地個別51の準拠規格準拠規格及び基準に関する資料に関して説明のほうをお願いします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:54	日本原燃片野でございますが、随契増資個別 51 準拠一元化たら御説明資料、こちらの説明をいたします。
1:04:04	まず、通しページ右下通しページ 3 ページご覧ください。
1:04:09	こちらの 2 ポツに準拠規格及び基準基準の記載方針と記載事項記載してございますが、こちら第 4 回申請から記載の方針について変わりはございません。
1:04:21	続きまして、通しページで、5 ページをご覧ください。
1:04:27	こちら添付 1 として、今回申請に係る事務局かくどいこの適用内容適用対象施設等についてまとめた一覧表でございますが、こちらの表の中で、左側変更前変更後に記載処理ますK準拠規格類、そして表の右側カード、
1:04:47	に記載してございます。各施設とあと丸とバーで示した部分については、こちら第 5 回申請書の準拠規格のほうに記載している情報それをそのまま落とし込んでいるものでございます。
1:05:00	また真ん中辺りにございます適用内容適用対象施設等と設工認関連箇所。
1:05:08	こちらについても、
1:05:11	こちらについては準拠架空のうち、左側のへ言うと、ナンバー1 から次のページのNo.19 の消防法施行令まで 4 こちらのほうを法令、
1:05:28	規則規格類、そして耐震設計で用いる文献等につきましては、差圧第 4 回申請の考え方から適用内容と変わりはございません。
1:05:42	ただし、次の経営通しページ 6 ページのナンバー20 高圧ガス保安法から次のページのNo.24
1:05:57	° ISO までの層準結核こちらについては、今回の申請初めてって記載を準拠規格として記載しているものでございます。このうちNo.20 の変更項に記載しております高圧ガスポンペ、
1:06:17	健康に記載している高圧ガス保安法につきまして、こちらは今回の申請で新設する遠隔消火設備でこちらのこちらの機器の一部である消火剤を保有するカーボンで
1:06:33	これがないやつが耐気圧以上になりますので、この高圧ガス保安法の適用を受ける。
1:06:40	いう整理といたしまして、その他の 21 から 24 の記述規格類については、既認可から用いてるものでございますので、変更はないとして、
1:06:57	変更前に記載している規格として整理してございます。
1:07:02	説明は以上でございます。
1:07:08	説明ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして質問等お願いします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:16	規制庁カワラサキです。今ご説明いただいた6ページの高圧ガスのところが ですけれども、
1:07:25	これって法律だけなんでしたっけ。他に何かないですか。
1:07:38	訓練者、
1:07:40	タケダますよ。
1:07:41	あと、もうちょっと梱包の下に容器規則とかで等構造規格とか、高圧ガス保安 法に基づく規準例がございます。
1:07:53	以上です。規制庁川崎です。
1:07:56	そういう場合って、この表ってどうしてどうすべきなのかを説明してください。
1:08:12	やっぱりワカバヤシで少々お待ちください。
1:08:22	案3 建築基準法施行令とか、
1:08:27	しかもシバタのフック的な
1:08:44	日本原燃若林です。設工認作成要領等に法律でまた接規則等まで確保と定 めてますので、全社方針に踏まえてですね、河成ますから、時高圧ガス保安 法と、あとは、
1:08:58	通り道ベースの下の日規則について記載し、セル甘いです。以上です。
1:09:06	規制庁川崎です。わかりましたしたがそれを算定する、こちらから言われて起 伏っていうのは、
1:09:13	ちょっとやめて欲しくてですね、電車のルールがあるならそれでちゃんと書いて 欲しいですし、
1:09:20	また
1:09:22	多分将来までっていう簡単な仕切りだけではなくて、
1:09:28	多分その圧力の計算にあたって適用している規格とか、
1:09:32	何かあれば、それも当然書かれるべきだろうなと思っていますので、
1:09:38	県として対応していただきたいと思います。
1:09:41	以上です。
1:09:48	によって結構メディアを飛ばして承知しました。
1:09:53	規制庁のフジワラです。
1:09:57	整理があってそういうことかもしれないんですけどシリンダーの申請書にも企 画基準、
1:10:06	どう書いたところで、ウラン設計ここ否決安全審査指針とこう書いてあったんで すけど、こちらに載っていないっていうのは何か整理はって何でしょうか。
1:10:29	日本原燃の小林です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:31	おっしゃっているのは、来部会申請書の準拠規格及び基準の鉄芯に規制庁のフジワラでシリンダーのほうの申請書に書かれているのがこっちに入っていないことですか。今の説明だと。
1:10:57	日本原燃若林です。やはり質問の意図は理解しました。海浜シリンダーのほうの申請書を
1:11:07	につきましては、基本的に使用表の の所のみ。
1:11:12	変更する申請としておりますので、規格基準類を変更していません。
1:11:18	なので、こちらには重点化された審査指針を書いております。今のになりますので、こちらの規格基準のところについては、班員シリンダーの一発変更のほうですコピー出てませんでしたので、
1:11:37	現状は入れてないというのが実情
1:11:41	規制庁の藤村さんの申請サポートこちらの補足説明資料との関係によるのかなと思うんですけどどういう整理するかだと思うんですけど、申請書のほうに書いてあってこちらに書いてないっていうのもちょっと違和感があるんですけど、いかがですか。
1:12:07	日本原燃若林です。
1:12:10	おっしゃる点は理解しました再現シリンダーのことについては共通個別 30 年のほうで二つ説明へ行って、
1:12:24	いましたので、
1:12:26	そういう一定で西
1:12:28	て言ったのですがちょっと説明のほうの写真なほうの申請の説明。
1:12:34	受け付けの方へ
1:12:37	補正いたします。
1:12:39	規制庁の藤原です。
1:12:43	それと同じ類になるのか、確認なんですけど、最後の 24 番っていうのは、第部会第 1 回頭シリンダ類 のどちらの申請に関係する
1:12:54	基準というか、なんでしょうか。そう。
1:12:57	どちらに関係するものですか。両方ですかね。
1:13:03	日本原燃の若林です。第 5 回の貯蔵施設、
1:13:07	第 5 回の申請に
1:13:10	規制庁の補助の場合と規制者の方にこれの記載とありますか。
1:13:19	日本原燃お配りして、申請者のほうだと、辺の機能 1 というページのほうで記載しております。
1:13:27	規制庁の非常にそれって規格とか基準とかをまとめたところの表の中って感じですかね。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:34	ここにこれが入ってるっていうことでよろしいですか。
1:13:41	日本原燃の小林です。はい、その通りです。この申し立てはあってここにおきますが当然出後、特にいとわないと思うんですけど、23番のASTMっていうのが、申請書等何か書き方がちょっと違っているような気がするので、
1:13:59	本件については、ここももしかしたら規模のところではこういうふうに書かれているかもしれないんですけど、確認をお願いしたいと思います。あと、21から24で、
1:14:10	共同施設の設計製作においてっていうことで、あと全部同上ってなってるんですけど、これで適用した部分って。
1:14:17	一緒なんですか。
1:14:22	例えば、耐震関係とかでいうと少しずつ適用している部分が違うので、その補強していただいていると思うんですけど、それはこの辺はできない感じですかね。
1:14:33	特にないって感じでしょうか。
1:14:45	日本原燃若林です。
1:14:47	また、21番から24番は基本的にシリンダ近くになりますので、それで同一のものになります。ですので、歩道状と記載して、
1:14:57	23番については、今申請者のほうと比べたところ、同じ気体見えるのですが、具体的にどこが違うというのを教えていただけますでしょうか。規制庁の藤村です。すみません私が見た場所では他のものと同じように、アメリカはされている方。
1:15:15	フィッティング沿道マテリアルって書いてあってカッコ何とかかとカタノ。
1:15:21	アメリカなんとか
1:15:23	何かそういう形で書かれていたような気がするんですけど。
1:15:27	違う場所だったんですか。
1:15:29	日本原燃ワカバヤシで申し訳ございません。ええと理解しました。次から理事なので、こちらのA棟を使ったことが減少変更までもつのアメリカ伝えて、
1:15:45	鉄筋までやるの内名称になった。
1:15:48	やりましてそこもこちらの資料の的にはDCなど、ネットの第5回までの
1:15:55	新ちょっと説明はちょっとごちゃごちゃになっていたんで、
1:15:59	そちらもへ適切に修正します。確認なんですけど、
1:16:05	この補足説明資料の位置付けたてつけば、お借りづらいという、
1:16:11	といった大きな繰り返ししているんですけど、その配布検診ダウン申請者のネット
1:16:19	変更事項以外のところへはこの耐震の申請の準拠規格の説明ば。
1:16:27	必要という

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:28	必要機器をでしようかっていうのは正しいのかわかんないんですけど。
1:16:33	ヘルスケアの説明したほうがよろしいでしょうか。それとも、
1:16:36	立て付けをはっきりさせればそれで問題ないでしょうか。
1:16:42	規制庁の藤原です。支援側の申請書に、
1:16:49	何でしたっけ。
1:16:51	当指針の書いてあった。
1:16:55	なぜ変えたのかって言う
1:16:58	ところ逆に聞きしたいんですけど。
1:17:01	それとこの補足説明資料、
1:17:05	との差分でちゃんですかっていうところなんです、
1:17:11	日本原燃坂本でございます。あとIPCの2項変更の方の稟申他方申請につきましては、当時に申請したまだ地域的基準施行前の移行申請した設工認減るプロものにそれに対して、
1:17:26	本数油という設計だったり工事を合わせて全部ではないので、誰か事務局が全部500の本数が90何本から圧損の本数を結構せるというところで、昔の設工認に工事の施工の中の
1:17:42	この音声のところだけを変更して、この9世代設工認の対応は終わらせませすという。
1:17:49	ものでしたので、当時基準化向けでも、新規順番ですけど、私どもが書かれていますというものでございます。以上です。
1:18:08	うん。
1:18:14	はい。
1:18:16	うん。うん。
1:18:22	はい。
1:18:30	ちょっと今の部分、こちらで少し申請書のほう確認しますので、
1:18:37	ほかの点で規定上はから質問等あればお願いします。
1:18:53	はい。伊藤。
1:18:56	ちょっと今の点は少しまた最後に議論させて欲しいんですけど、Cので。
1:19:04	ちょっとお待ちください。
1:19:18	規制庁カワラサキですけども、今、申請書を確認したら変更概要のパラも後に準拠規格法令を一式並べていってしまっていて多分これって、
1:19:31	今回の申請としての記載になったっていうような気がするんですけど、そういう認識でいいですかね。
1:19:47	止めの小林です。少し声がどうだったんですね今現場への質問でしょうか。精査をカワラサキですけども、今申請書を確認したら、その施設の

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:58	申請書の中で、(1)変更の概要ということで、変更内容の説明。
1:20:05	(2)として準拠すべき法令規格基準ということで、
1:20:09	今回の変更認可申請の内容の一部として準拠規格の内容が申請されている ようなんですけれども、
1:20:16	その認識で合ってますか。
1:20:25	今現在サカモトでございます。こちら別紙申請書の中で別紙1で呼び出され て、移住等の
1:20:35	この中で下線部分について、既設の設工認のうちの下線部分を変更するとい うことを、この別紙1及び
1:20:44	それで帰って行って、下線を見ると92本の所本数のところだけが下線が引か れてますので、今回の中で買えるの枠91本だけ後もの自体の設計とシリンダ ー製造するための設計については、スポーツのこの準拠基準規格でもつくっ て物自体はこじつけこちらをすべて終わってますので、
1:21:03	このほかの記載はそのままいう扱いで考えておいた。以上です。
1:21:10	規制庁川崎の状況は理解しました。
1:21:14	その申請書の書き方も問題はちょっとまた確認させてください。以上です。
1:21:24	4名様です。了解いたしました。
1:21:29	はい。
1:21:33	よろしいですよ。
1:21:36	うん。
1:21:39	うん。
1:21:41	うん。
1:21:43	うん。
1:21:50	いろいろ
1:21:51	うん。
1:21:55	はい。
1:21:57	ちょっとこの資料に関して規制庁から規程上側から他指摘等ありますでしょ うか。
1:22:06	はい。この内容であれば進めたいと思います。続きまして、個別53の品質マ ネジメントシステムに関して、原燃のほうから説明をお願いします。
1:22:21	日本原燃のカミデそれでは少個別53のマネジメントに関する説明を理解して 説明させていただきます。
1:22:33	3ページ目をご覧ください。
1:22:36	影響の資格を持つ53の資料の位置付けですけども、第5回申請等、先ほど ちょっとお話ありまして廃品シリンダヘッドを申請。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:49	こちらの
1:22:50	審査日本の先生に対して県立マネジメント出店に関する説明書をつけさせていただいて、申請しているものでして、当検討第1として実際にネット設計の実績等あとポーズ時解散の計画というところを示してございますので、添付の2と。
1:23:10	では、それに対して保安規定との整合性という観点でレース治療の方つけています。
1:23:19	これらの資料の構成については第4回申請からごとの変更がございません。
1:23:26	うん。
1:23:27	前提4ページ目。
1:23:32	ただ、添付1ですけれども、
1:23:36	まず第5回申請としては真ん中そうですね表の真ん中ぐらい。
1:23:42	業務実績または業務計画であります、こちらのほうが、第5回申請で実際に行った熱設計の実績等へと検査の時及び検査の計画と
1:23:55	いうところで示してございます。
1:23:57	10月です。
1:24:01	はい。
1:24:03	現3ページと14ページの
1:24:10	一方の欄ですね、
1:24:12	こちらは耐震診断に関わる変更申請に至り、一方このプロセスが該当しますよということで具体的に明示させていただいているものです。第5回申請については、基本的に対4回申請どかしした内容から、鉄塔と同じものになりますので、
1:24:30	説明のほうでかけますが、第映像上げセンターの方については別途せえっ等、
1:24:38	現在の
1:24:40	プロジェクトを示した上で、
1:24:43	絨毯決14ページのプロセス高いとしますよというふうにならざる資料をまとめさせていただいてます。
1:24:48	説明は以上です。
1:24:53	説明ありがとうございます。ただいまの説明に関して、規制庁側から質問をお願いします。
1:25:01	規制庁の藤村です。
1:25:03	まず、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:04	タケオカのとこのこの補足説明資料だと、添付 3 はついてたんですけど今回それつけなかった理由とありますか、前は使用前事業者検査にここは確か PCT ですけども、
1:25:18	それが今回ついてないんですけど、何か整理が変わりましたでしょうか。
1:25:27	4 年間の図です。全体 4 回申請の時の添付 3 についてですけども、こちらの第 4 回申請を申請させていただくとづけの補足説明資料の中で添付 2 で保安規定との整合性をちょっと示させていただいたときに、
1:25:44	一部ちょっと保安規定との整合性がとれてないよというふうな時さに対して、こちらのほうをちょっと具体的にちょっと丁寧に説明するために添付 3 という資料を起こして説明させていただいたもので、
1:25:57	最終的な最終的には、本規程と、
1:26:01	成功させ、施工の整合させるというふうな、ちょっと整理になったので、今回はその第 4 回申請の血糖申請内容を踏襲しまして、第 5 回申請で説明資料として添付差をつけていないというふうに設置し、
1:26:18	以上です。
1:26:19	委員長。
1:26:20	あれ。
1:26:21	ありました。その場合に年度確認なんですけども、前回第 4 回るときは確かいんな主語になっている。検査実施責任者であったり、何とかする箇所の長とかっていうところを、確かこの
1:26:36	添付 3 なりで成功させていたかと思うんですけどそういったところはきちんと反映今回のものに撤去するように対応されたものが洞道添付になっているというふうな理解でよろしいですか。
1:26:54	電源メーカーのです。今じゃさんがおっしゃった通りで
1:26:59	主語の部分ですね、こちらの部分はすべてええと整理したものに
1:27:05	月曜のほうを最新化させて今回発生してるというものになります。
1:27:11	以上です。
1:27:12	慶長の藤原です。わかりました。
1:27:15	今日の御説明にあったら別の
1:27:18	特になんですけど、今日御説明あったかと思うんですが、正確部分をちょっと備考のところに、
1:27:24	入って 13.4 ページですね。
1:27:28	そこで心ですけどそれ以外のところは廃品シリンダによって関係ないっていうふうに理解したらいいんですか。
1:27:38	いや現在カロウジです。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:41	それぞれ拝見シリンダー今回お尋ねと申請して廃品シリンダについては、別途設計後は時というものが調達も含めて、該当するものはないので、
1:27:54	該当するページの 13 ページと 14 ページだけを押っ放ししてると。
1:28:00	ということになります。以上です。
1:28:03	結局、
1:28:05	14 ページが同じ内容だと思って、なんで書き分けたんだとちょっと思っていたんですが、その理解御説明で理解できましてありがとうございます。
1:28:14	私からは以上です。
1:28:20	ほか規制庁から質問等ありますでしょうか。
1:28:30	はい。ないようであれば進めたいと思います。
1:28:34	はい。
1:28:36	いいましては、
1:28:39	49 の基本設計方針ですけれども、何とか右側のほうもあるかと思えますけれども、これも含めて御説明いただきいただきます。
1:28:51	日本原燃の坂本でございます。今回の御説明で、技術基準適合の一通り法人だけちょっとありますけどそれが今、一通り説明資料、人だけ説明いたしましたので、今後は、
1:29:08	これまでいただいた指摘事項、それに対しては適切に対応していくということで、漏れがないこと、それを注視していくということで、今後このコメント管理表というものを、それぞれ補足の農地個別の補足説明資料をもとに、
1:29:25	示して漏れがないと管理していくということで考えております。今回につきましては、農地個別 37 番、浅井と
1:29:35	49 番の基本設計方針、これについて整理しておりまして、
1:29:42	これも火災のこれまで受けたコメント網掛けしてしまして今回の対象になるのは、黄色でハッチングしていると。
1:29:50	まで回答終わった後でハッチングしていて今回説明するものということで、それぞれ整理して示しています。これを踏まえまして今回求めていただいてどういふふうな修正をしたのかというところを修正した根本通うの本説明を
1:30:06	基本設計方針のほうからさせていただきます。
1:30:10	いや、
1:30:16	日本原燃の小林です。
1:30:18	コメント管理と基本設計方針に関わる説明資料に関わるないと感じてご覧のページ、
1:30:25	部屋の三番のコメントに対して、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:31	第4回の補足説明資料から修正した内容が不明確なので、その説明を追加することということでの対応方針としては海底通り記載を追記しました。
1:30:41	該当する場所は基本設計方針な資料をご覧ください。こちらの
1:30:46	運転時間
1:30:48	3、
1:30:49	でも、
1:30:51	4ページ目でして、青字で記載しているところで、
1:30:56	時再定義であったりとか、内容として、記載の適性表現の修正、記載の適正化として表現は修正をしたことについて聞きしております。
1:31:06	説明は以上です。
1:31:09	はい、説明ありがとうございます。ただいまの説明に関して規制庁側からコメント等ありましたらお願いします。
1:31:17	規制庁の藤村です。
1:31:20	この4ページ目に記載を追加していただいて、どういう計画といったところ、これてるんですけど、これも契約する点が、表現の修正ってあるんですけど、実際は対策が削除されているという気がしてこれで表現できていない気がしています。
1:31:37	ただおっしゃる通り、第4回に接基本方針を変えたわけでもなくて、あと許可との約束でどうなってるかってどこにどこまであそこから逸脱しない話ですので、適切に記載を前者の
1:31:55	整理を踏まえてちょっと検討しましたということなんだと思うんですけど、ちょっと表現の修正っていうよりは、そういった経緯があって変更したものだということなのかなと思うので、もう少しだけ一般的にはピークを示すような言葉で書いていただけたらなと思いますがいかがですか。
1:32:19	47回ワカバヤシです。
1:32:21	はい、承知のもう少し端的に確かに今の表現の修正だと。
1:32:27	まとめについてところありますので、修正の上、資料提出。
1:32:31	はい、修正します。以上です。そのフジワラです。よろしくお願いします。以上です。
1:32:42	規制庁わからか指摘等あります。
1:32:53	はい、よろしければ、
1:32:57	続いて直し個別37の方で防護に関しまして、ポイントを管理かも踏まえても含めて説明のほうをお願いします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:11	日本原燃佐藤でございます。それで 30 だったインテックが先ほどコメディカル起動共有の画面に示した上で、系統主な修正箇所のほうで説明させていただきます。
1:33:22	まず説明資料の 16 ページをお開きください。
1:33:29	16 ページの減青いところテック(1)も参考でこちらへと No.3.1 のコメントを消して、全体的な方針をもとのほうに自火報火災
1:33:44	治療課題の説明では中央制御室に警報発信と、そういったことも含めて期待を追加ということで、これを追加していくと。
1:33:52	あと続いてその下の青字の No.3、こちらが何か 34、
1:33:58	グリッパ説明書の福島県の方で感知器の選定理由だったり、そういった記載が会計でそれを設工認本部法人申請して処方に展開するということで検討したもので追加したものでございます。
1:34:16	続いて、17 ページ、これください。
1:34:22	キムラ 7 ページの上の青字の部分がこちら No.32 のコメントでして、温度センサーカバー内設置するという話と、あと、スポーツセンターと感知器、これがそういう悪影響を与えないように、
1:34:38	ということで、実際はこの感知器と赤外線が決着ここに洞道センター障害になると、なぜここが入らないように影響を与えない。
1:34:48	より落とせる配置するユニットでございます。あと、そのスタッフ
1:34:54	なお値二酸化炭素する消火系の操作がもってこいこれ No.35 も含めて当教材まして。従ってハロン消火系が施行しなければ二酸化炭素消火できる使用できないというような誤解を受けないように、
1:35:10	作業してスイッチどうされたことにより解消後ワークスプロジェクトは鍵で管理して回答するというようなことは購買踏まえ同じ社員しっかりしております。
1:35:24	続きまして、
1:35:28	メールニュースコサクには 23 ページお開きください。
1:35:34	23 ページの火災の防護上の青字のところですけども、火災防護板設置しないことで明確に今回設置するものではないと進まない、こちらの No.36 億倍希釈している現地です。
1:35:50	セキュリティって、
1:35:54	33 ページ。
1:35:58	33 ページが No.40 番をメリットでございます。こちらの
1:36:06	カタ/P の関するこの間ツールのところで耐火時間とどういう設計にし、
1:36:12	定例のたち
1:36:14	いうところでございます。当施設の火災経緯は

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:18	意見シバタ防火区画、これを火災区域を設定しておりますので、他区画の二つりコール火災区域の関係になりますってこの貫通部については研究的法に基づいて延焼防止措置、これが国土交通ホーム退避の認めるほど法等によって施工されるものすべてなっている。
1:36:36	雪でございますので、こちら等 33 ページの右下の上にあるような施工をしております、それ耐火時間は激化しているというもの。
1:36:47	あとそれを正規の方で、
1:36:51	並行する説明資料のね。
1:36:56	19 ページ。
1:37:00	補足説明資料の 59 ページ等でその建屋間で防火区画の貫通部何かあるものについては、これについては全部記載して病後特性表の中でも安全があるかないかというところを明確にしています。
1:37:19	主な御説明は以上でございます。
1:37:24	はい、ありがとうございます。ただいまの説明に関しまして、規定影響のほうから指摘等をお願いします。
1:37:35	規制庁藤村です。
1:37:37	10 ページの整理の適合性に係る
1:37:44	これですけど、結構全廃 322 番で
1:37:51	火災防護版がわかった気がするんですが、これを削除した経緯って何か修正点であったりで説明ありましたっけ。
1:38:01	なかったように思うんですかこれって、なぜ削除されたか説明していただいていいですか。
1:38:15	日本原燃の佐藤です。すいません。学長です申し訳ない確認のしっかりした上で、それと減らしてませんので、種類と
1:38:26	規制庁の藤原です。わかりました。
1:38:31	ちょっと一つあったので、ここも気になるので全体的に確認して落ちがないようにしてください。よろしくをお願いします。
1:38:40	市から以上です。失礼。
1:38:43	含めて、ちょっとプレートといった点が多いので、しっかり確認するように見直しを図ります。以上です。
1:38:55	ほか規制庁から指摘等ありますでしょうか。
1:39:03	はい。
1:39:05	規制庁タカナシですねと念のため確認なんですけれども、先ほど修正のトモエとかいう 35 番だと思うんですけど、多様性とは思うんですけども、
1:39:15	通していうと 16 ページだったかな。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:21	の(2)の遠隔消火について一番最後のポツで時業務に関する所資本と可搬浄化材より先には逆に断カタノをすることとしない設計で何とかなってるんですけども、この設計っていうのは要は性状が、
1:39:37	外れないっていう設計がその先ですね、設計に該当するということなんでしょうかとというのはですね、要は手動確かに性状外れるということには、
1:39:47	説明になっているので、使えるという使える可能性というのは整定されてると思うんですけども、実際にそのこの文言だけを見ると話紹介先にタカナシさんと二酸化炭素消火で浮上しないとなっているので、かなり
1:40:02	会場解除してもそれ以外に何か設計上の配慮ができないなんてないかどうかの確認なんですけれども、
1:40:12	基本検査間ほどでございます。こちらできないようにごっこ操作性へ手順書上でもそうならないように定めてますし、それを10上定めているんですけどそれを誤って間違えて落ちたりしてしまうって責任者くださオオオカないように、
1:40:28	当機械的なハード的にも閉等当直長の方で確認を取って下表借りないと操作できないというような形で1系統どこ。
1:40:40	いう途中でなくて、
1:40:43	確認をする
1:40:46	機械的なもんでも確認ができるようなものを追加しているというところで誤操作防止の観点でやっているというものではちょっとそういうほかにあります場所については修正するようにいたします。描かせずよろしくお願いしますよ
1:41:03	なんか今ちょっと機械的な話がありますけれども、機械的にそもそも先にえいやか何か先に出ないような設計方針詳しい性状とかその、操作上以外ですね、言われてるんであれば、先に出ないのでということなんでそういうことがないっていうことがわかるようにということをお願いします。
1:41:24	予備のサカモトです。了解いたしました。
1:41:31	一応カワラサキです。
1:41:34	今御説明いただいた中で、
1:41:39	火災の方の資料の33ページのところで延焼防止のところで追加でご説明をいただいている。
1:41:48	これに関してちょっと確認させてください。
1:41:53	今回、まずも含めてですね、説明いただいて、構造がよくわかったというところなんですけれども、ここの
1:42:03	ですね、33ページの右下の図のところ、
1:42:08	またこれは何か一般的な記載のような気もするんですけど。
1:42:12	この施設に対して適用しているんですねこのその他んですかね斜めに、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:18	戦後ですね斜線を引いてあるところのケーブルの周りの
1:42:24	材料っていうのは何なのかと、何を適用しているのかというのと、あとは、
1:42:28	コンクリート平均のところに詰めてある、これも斜線でやってる材料は何なのかをちょっと教えてください。
1:42:40	日本原燃坂本でございます。このコンクリート中の斜線とあとUSO L1 人で取引幅の中の同斜センスこちら不燃性の放物線の繊維メーカーのプラス、ちょっとクラストが入っております。
1:42:56	で、
1:42:57	こちらはどういうふうな施工も含めて、所長大が認めた構造方法として認定された候補がございますので、これに基づいて施工してきているところ。あとそれ以外にも基準法で前後1メートルを不燃材現大塚の3億年単位にするとか、そういった
1:43:14	当見つかから機器のルールがあります。そのいずれかには必ず適合して1時間耐火確保するような区画の関数ではしているというところでございますそれで検品をバッチステップということでございます。
1:43:26	ちょカワラサキです。
1:43:29	はい、全体像としては理解しましたが、この中から、
1:43:34	このRC内のやつと、ケーブルの脇に沿ってやって材質が違うってということですか。
1:43:39	同じ。
1:43:48	4. サカモトです。基本は同じ同じはずです。shot示しいっかな不燃材の打ち込む成績で日徹底ですという要求なので、変わらないし、ちょっと細かいところは設計確認して、
1:44:06	もし入れると同じであれば表記を
1:44:09	見直しが、
1:44:11	規制庁カワラサキです。これで交通は大体理解できたと思います。その上でちょっとお聞き追加でお聞きしたいんですけど。
1:44:22	別のところで、この中にあるケーブルの説明は別途なされていたかと思えます。ページTBUと。
1:44:30	15ページあたりでしょうか。
1:44:33	いうことでのための追加での確認なんですけども。
1:44:37	この貫通部で使用しているケーブル自体は、
1:44:43	燃焼試験をしたものであって、
1:44:48	自己消火性及び延焼しないことを確認できているケーブルを使っているとの理解でいいのかを確認させてください。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:57	日本原燃坂本でございます。はい、課題のプレゼン等の欄にセルの方針の
1:45:03	もともと通り埋め立て聞いて測線についてはIPの試験、これを等を満足したものを
1:45:11	なんですけれども、使用しております。以上です。町カワラサキわかりました。ちょっと念押しなんですけど、燃焼試験では自己消火性だけじゃなくて、燃焼については、
1:45:22	なんていうか評価なり確認なりできているのでしょうか。
1:45:31	4 検査をしてございますのでちょっと具体的なところがあればありますけど、13 時 10 分のこのでしよかけて延焼させて、それでも、当店買い付け物性が燃焼しないという試験を確認で試験で確認されたものというものであるというのに、
1:45:48	角形部という扱いにしていると。
1:45:52	いうものとかなり
1:45:55	ございます。
1:45:57	規制庁川崎市わかりました。
1:45:59	15 ページの記載だと。
1:46:02	金属範囲内についていう期待もあるんですけど、これは貫通部に関して言うとあまり関係ないということでもよろしいですね。
1:46:11	表現ですかお手伝いこちらは
1:46:15	バンドで貫通部関係ございません。はい、課長はいいとかに収めて聞いてということでございますし、いらっしゃっよくわかりました。ありがとうございます。
1:46:33	それとその他規制庁側から質問等ありますでしょうか。
1:46:45	全体を通じて本日説明のあった資料に関して、
1:46:51	質問等あればお願いします。
1:46:57	特によろしいでしょうか。
1:47:00	はい。
1:47:02	それでは
1:47:06	僕ヒアリング資料の説明は以上としたいと思います。
1:47:10	最後セット原燃のほうから、今後のスケジュールと説明をお願いします。
1:47:19	物件のサカモトです。今回まずは 1 回目の説明で一通り説明をしたということで、次回以降は指摘事項の回答を含めて実施していくということでいっぱい一応来週やらせていただきたいということで考えておりますが、
1:47:40	一定したらまた関係性網羅性の識別 30 の網羅性、あと溢水関係、あと交換。
1:47:48	通信連絡貯蔵ITこれらの敷地の場合とは、今日ご審議特段整理最終等を含めて整理しても整理できましたので、これも含めて、今回が 1 回御説明させていただくということで考えております。以上です。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:07	はい、ありがとうございます。
1:48:10	16日の火曜日にスケジュール抽出していただきますけど、それから変更はないという理解でいいですか。
1:48:18	よく原燃サカモトでございます。別図傾向はございません。
1:48:23	はい、わかりました。
1:48:26	じゃあ明日明後日に資料も出てくるということですのでよろしくお願いします。
1:48:31	はい。
1:48:34	規制庁川崎です。スケジュールを見ると、血糖ヒアリングの日程としては12月、
1:48:43	でも書かれていって、
1:48:45	そこまでで一通り終わるというイメージで、
1:48:48	今日いでしょうか。また、
1:48:50	補正については特に触れられていませんか、そちらの作業も並行してられているという認識でよいでしょうか。以上2点お願いします。
1:49:06	色めでサカモトでございます。当コメント回答につきましては12月一種2週程度まででドーム部れるものは回答させていただきたいと思います。現在への結構指定まで御説明した中身を踏まえて、補正補正に向けて、高で作業を開始しているところでございます。
1:49:27	以上でございます。
1:49:29	規制庁川崎です。わかりました。またその作業状況なども踏まえて、スケジュールで具体的な
1:49:37	補正時期なども含めた情報をですね、的適切なタイミングで載せていただくようお願いいたします。以上です。
1:49:48	原電サカモトです。了解いたしました。
1:49:54	ほか規制庁からありますでしょうか。
1:50:00	はい。原燃の方から規制庁側に確認した代金等ありますでしょうか。
1:50:09	同型で特段ございません。
1:50:13	はい、わかりました。それでは本日のヒアリングのほうを終了したいと思います。6のほうを停止します。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。